

## 免許センターからのお知らせ

### 申請による運転免許の取消し(返納)および運転経歴証明書について

#### 1 申請による運転免許の取消し

高齢等の理由により、自動車等の運転をしないため運転免許証をしたい方は、申請により運転免許証を取消し(返納)することができます。

申請できる方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 運転免許証の住所地が福島県内の方</li><li>○ 運転免許証の有効期限が残っていること</li></ul> <p>※ 次の方は手続きができません</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運転免許証を失効された方</li><li>・ 免許の取消基準に該当している方</li><li>・ 免許停止中の方又は免許停止の基準に該当している方</li><li>・ 再試験の基準に該当している方(基準該当初心運転者)</li></ul>
申請場所	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 福島・郡山運転免許センター</li><li>○ 福島県内の警察署及び各分庁舎</li></ul>
受付時間等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始12/29～1/3を除く)</li><li>○ 午前8時30分～午後0時 午後1時～午後2時</li></ul> <p>※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 運転免許証</li><li>○ 運転免許証を紛失した方は写真1枚 (縦3×横2.4cm、無帽、無背景、正面上三分身、撮影後6ヶ月以内)</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 申請による運転免許証の取消しは、本人による申請以外は手続きできません。 (ご家族などの代理申請はできません)</li><li>○ 申請による運転免許証の取消しにより、全ての免許を取消す方は、申請日から自動車等の運転はできません。 申請当日は、公共機関又は家族等による送迎により来庁してください。</li><li>○ 運転免許証の一部取消申請をする場合は、手数料等が必要になることもありますので、各運転免許センター及び各警察署、分庁舎へお問い合わせください。</li></ul>

## 2 運転経歴証明書の申請

申請による運転免許の取消しをした方は、取消しをされた日から5年間、運転経歴証明書の交付を申請することができます。

申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請による運転免許証の取消しをされた方</li> <li>○ 申請による運転免許証の取消しをされた日から5年以内の方</li> </ul>
申請場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福島・郡山運転免許センター…即日交付</li> <li>○ 福島県内の警察署及び各分庁舎…後日交付</li> </ul>
受付時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始12/29～1/3を除く)</li> <li>○ 午前8時30分～午後0時 午後1時～午後2時</li> </ul> <p>※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「申請による運転免許証の取消通知書」 申請による運転免許の取消しをした際に交付されたものです。</li> <li>○ 手数料1,000円(福島県収入証紙) 双葉署臨時庁舎では、庁舎内での県収入証紙の販売はしていませんので、あらかじめ準備をしてください。</li> <li>○ すでに運転免許証を返納されている方で「申請による運転免許証の取消通知書」を紛失した方は、身分を確認できるもの(例 住民票、健康保険証、パスポート等)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交付申請ができるのは、申請による運転免許の取消しをされた方のみで、運転免許証を失効された方は手続きできません。</li> <li>○ 運転経歴証明書で、自動車等の運転はできません。</li> <li>○ 警察署及び分庁舎で手続きされた方は、交付までに約2週間程度かかります。</li> <li>○ 福島、福島北、郡山北署の本署及び郡山署で申請される方は写真1枚が必要です。 (縦3cm×横2.4cm、無帽、無背景、正面上三分身、撮影後6ヶ月以内)</li> </ul>

### 3 運転経歴証明書の再交付

運転経歴証明書を受け、亡失、滅失、汚損又は破損された方等は再交付の手続きをすることができます。

再交付の手続きができる方は以下のとおりです。

申請できる方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成24年4月1日以降に運転経歴証明書の交付を受け、福島県に住所のある方(紛失等による再発行の方)</li><li>○ 平成24年3月31日までに交付された旧運転経歴証明書を新運転経歴証明書に変更する方(切替の方)</li></ul> <p>※ 次の方は、再交付手続きができません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 申請による運転免許の取消しをした日から5年が経過し、かつ交付された旧運転経歴証明書を紛失した方</li><li>・ 申請による運転免許の取消しをした日から5年が経過し、かつ旧運転経歴証明書は持っているが、汚損等で記載事項の確認ができない方</li></ul>
申請場所	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 福島・郡山運転免許センター…即日交付</li><li>○ 福島県内の警察署及び各分庁舎…後日交付</li></ul>
受付時間等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始12/29～1/3を除く)</li><li>○ 福島・郡山運転免許センター 午前10時～午前11時 午後2時～午後4時</li><li>○ 福島県内の警察署及び各分庁舎 午前8時30分～午後0時 午後1時～午後5時</li></ul> <p>※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 写真1枚(縦3cm×横2.4cm、無帽、無背景、正面上三分身、撮影後6ヶ月以内)</li><li>○ 手数料1,000円(福島県収入証紙) 双葉署臨時庁舎では、庁舎内での県収入証紙の販売はしていませんので、あらかじめ準備をしてください。</li><li>○ 身分を確認できるもの (住民票、健康保険証、パスポート等)</li><li>○ 旧運転経歴証明書 (平成24年3月31日までに交付されたものを持っている方で、新運転経歴証明書へ切替をする場合)</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 再交付を受けた後に、紛失した運転経歴証明書を発見した場合は、運転免許センター又は最寄りの警察署等に返納してください。</li><li>○ 警察署及び分庁舎で手続きされた方は、交付までに約2週間程度かかります。</li></ul>

#### 4 運転経歴証明書の記載事項変更

運転経歴証明書の住所、氏名に変更が生じた場合は、記載事項の変更手続きができません。

申請できる方	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平成24年4月1日以降に、運転経歴証明書の交付を受けた方</li></ul>
申請場所	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 福島・郡山運転免許センター</li><li>○ 福島県内の警察署及び各分庁舎</li></ul>
受付時間等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 月曜日～金曜日 (祝日及び年末年始12/29～1/3を除く)</li><li>○ 午前8時30分～午後0時 午後1時～午後5時</li></ul> <p>※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 運転経歴証明書 平成24年4月1日以降に交付されたもの</li><li>○ 住所を変更した方(提示のみ) 新しい住所が記載された住民票、健康保険証、公的機関又はこれに準じる機関が作成交付した領収書、郵便物等のいずれか</li><li>○ 氏名を変更した方(提示のみ) 新しい氏名が記載された住民票</li></ul>